

NAS電池貸与事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月15日

陸前高田市

陸前高田市（以下「市」という。）が実施するNAS電池貸与に係る貸与候補者の選定にあたり、このプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する。

1 本プロポーザルの目的

市は、令和5年1月、二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」となることを宣言し、再生可能エネルギーの導入の促進を通じて、持続可能なまちづくりを推進していくこととしている。

今般、民間企業より、企業版ふるさと納税制度を活用したNAS電池の現物寄附の申出があり、当該寄附を、公益上必要と認められる事業に活用可能な事業者へ貸与することを前提に受け入れることとしたことから、本プロポーザルにおいて、貸与事業者を選定することを目的とする。

2 貸与事業者選定

公募型プロポーザル方式にて貸与事業者選定を行う。選定に当たっては選定委員会を組織し、本業務への参加希望事業者が市に提出した参加表明書、財務関係資料、実績資料、業務提案資料、プレゼンテーションの内容を審査し、貸与事業者を決定する。その後協議の上、寄附物品活用に係る協定を締結し、設計、基礎工事、設置工事、試運転等を経て、寄附物品の正式受領後、貸与事業者へ当該物品を貸与する。

3 貸与予定物品の概要

- (1) 品名、数量：NAS電池+PCS+油入変圧器+高圧盤 1式
- (2) 定格出力：200kW
- (3) 定格容量：1200kWh
- (4) サイズ、質量：以下の通り
 - ア NAS電池：約6.1m（幅）×2.4m（奥行）×2.6m（高さ）、質量：約21ト
 - イ PCS：約4.0m（幅）×1.53m（奥行）×3.35m（高さ）、質量：約7.5ト
 - ウ 油入変圧器：約1.58m（幅）×1.1m（奥行）×1.64m（高さ）、質量：約2ト
 - エ 高圧盤：約1.8m（幅）×1.88m（奥行）×2.55m（高さ）、質量：約2ト

4 貸与事業者に求める業務

- (1) 業務内容
 - ア NAS電池の設置場所選定、設計、基礎工事、設置工事、保守点検、保険加入及び撤去
 - イ NAS電池活用のための周辺設備（太陽光発電設備等）の整備
 - ウ NAS電池の設置運用に係る関係機関との協議

(2) 業務に関する費用

上記(1)の業務に係る費用はすべて事業者の負担とする。

5 貸与期間

(1) 寄附物品活用に係る協定締結から令和27年2月（予定）までとする。

ただし、経年劣化等により耐用年数の経過前にNAS電池を撤去する必要がある場合は、撤去完了までの期間とする。

(2) 貸与期間満了前に、貸与事業者を変更する必要がある場合は、別途協議により新たな貸与事業者を選定し、係る貸与期間は従前の貸与期間の残期間とする。

6 貸与に係る費用

NAS電池は、貸与事業者へ無償貸与するものとする。

7 NAS電池の処分

5に定める貸与期間満了後は、貸与事業者が自らの責任においてNAS電池を廃棄、処分し、係る費用もすべて貸与事業者が負担するものとする。

ただし、貸与事業者を変更した場合の前文の規定は、変更後の貸与事業者に適用するものとする。

8 プロポーザルの概要

(1) プロポーザル実施スケジュール（予定）

ア 公告	令和6年2月15日（木）
イ 質問受付期限	令和6年2月22日（木）
ウ 質問回答公表	令和6年3月1日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和6年3月8日（金）
オ 審査資料の提出期限	令和6年3月18日（月）
カ 審査	令和6年3月25日（月）
キ 審査結果公表	令和6年3月28日（木）
ク 協定締結	令和6年4月上旬

(2) 選定委員会

事業者の選定に係る審査は、選定委員会で行い、選定委員は下記の8名を予定している。

- ・ 理事（委員長）
- ・ 総務部長
- ・ 福祉部長
- ・ 市民協働部長
- ・ 地域振興部長
- ・ 建設部長
- ・ 消防長
- ・ 教育次長

(3) 担当部署

陸前高田市政策推進室政策広報係

メールアドレス：seisaku@city.rikuzentakata.iwate.jp

住所 : 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
電話 : 0192-54-2111 (内線332)

(4) 参加要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- イ 参加申出書の提出時において、陸前高田市から指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 以下に該当する者が役員でないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられている者
- オ プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (オ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- カ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないもの。
- キ 10(1)アに定める参加表明書の提出期限から起算して1年前以内に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- ク 10(1)アに定める参加表明書の提出期限から起算して3年前以内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- ケ 4「貸与事業者を求める業務」について業務遂行能力を有する者であること。

(5) 交付する書類及び資料

- ア 本実施要領（別紙1「(参考) 環境省補助事業「脱炭素先行地域」における計画概要」及び別紙2「企業版ふるさと納税制度を活用したNAS電池寄附に係るスケジュール（予定）」含む）
- イ 様式集

- (ア) 様式第1号：質問書
- (イ) 様式第2号：参加表明書

ウ 審査要領

※書類及び資料は全て陸前高田市公式ホームページ「<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>」
(以下「HP」という。)上のみで交付する。郵便等による資料送付は行わない。

(6) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類は、返却しないものとする。
- イ 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しないものとする。
- ウ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、協定の締結者の提出書類は、陸前高田市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。
- エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、提案者の同意を得て、HP等で公表することがある。

(7) その他

- ア 説明会は実施しない。
- イ プロポーザル参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ウ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。
- エ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

9 質問回答について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

(1) 質問書（様式第1号）の提出

ア 受付期限

令和6年2月22日（木） 午後5時

イ 提出先

8(3)のとおり

ウ その他

質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄又は用紙を追加して作成すること。

エ 提出方法

- ・質問を記入した質問書データ（ワード形式）を、電子メールに添付して提出すること。
- ・メールの件名は「NAS電池貸与事業者選定 質問書」とし、ファイル名は「質問書_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。
- ・郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(2) 質問回答公表

ア 公表日

令和6年3月1日（金）（予定）

イ 公表方法

HP上に掲載する。

10 参加表明について

参加表明書の提出をもって、参加表明とする。

(1) 参加表明書（様式第2号）の提出

ア 提出期限

令和6年3月8日（金） 午後5時

イ 提出先

8(3)のとおり

ウ 提出方法

- ・参加表明書データ（PDF形式）を、電子メールに添付して提出すること。
- ・メールの件名は「NAS電池貸与事業者選定 参加表明」とし、ファイル名は「参加表明_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。

(2) 通知

参加表明を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

(3) 辞退

参加表明書の提出後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和6年3月18日（月）正午までに辞退の連絡をメールにて送付すること。

11 審査資料提出について

(1) 資料の提出

ア 提出期限

令和6年3月18日（月） 正午

イ 提出先

8(3)のとおり

ウ 提出資料

下記①、②、③について作成すること。なお、提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述を記載してはならない。仮に記載されていた場合には、審査の対象外とする場合がある。

資料	形式
① 財務関係資料 ・ 直近3か年分の「貸借対照表」及び「損益計算書」を提出すること。 ・ 一つのPDFファイルとし、ファイル名は「財務関係資料_〇〇」（〇〇には提案者番号を半角で記載）とすること。	—
② 実績資料 ・ 一つのPDFファイルとし、ファイル名は「実績資料_〇〇」（〇〇には提案者番号を半角で記載）とすること。 ・ ファイルサイズは2MB以下とすること。	A4タテ 3枚以内 自由形式

<p>③ 業務提案資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの PDF ファイルとし、ファイル名は「業務提案資料_〇〇」（〇〇には提案者番号を半角で記載）とすること。 ファイルサイズは 8 MB 以下とすること。 	<p>A 3 ヨコ 3 枚以内 自由形式</p>
---	----------------------------------

エ 提出方法

- 資料①、②、③の PDF ファイルを、電子メールに添付して提出すること。
- メールの件名は「N A S 電池貸与事業者選定 審査資料提出」とすること。
- 郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(2) 実績資料の作成方法

ア 記載事項

8(4)の参加要件を踏まえ、下記①～③について記載すること。

① 提案者の実績

本業務に資する提案者の事業・取組の実績を有する者は、当該実績を記載すること。

② 実績の本事業への活用

上記①で記載した実績が本業務においてどのように生かせるか説明すること。

③ 本事業に取り組むアピールポイント

アピールポイントとして、業務に取り組む思い・意気込み等を記載すること。

イ 留意事項

- 文字は読みやすい大きさとすること。
- 印刷範囲を考慮し、用紙の余白を 5 ミリ以上とること。
- 提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは 1 2 ポイントとすること。

(3) 業務提案資料の作成方法

ア 記載事項

実施要領の内容を踏まえ、下記①～⑥について記載すること。

① 再生可能エネルギーの導入の促進を通じた持続可能なまちづくりに対する考え方について

市の特徴や地域課題を踏まえながら、N A S 電池の活用による持続可能なまちづくりの実現に向けた取組の全体像を説明すること。

② 横田町内における N A S 電池の活用について

市では、居住エリアの大部分が土砂災害・洪水の被災想定区域となっている横田町内において、災害時のレジリエンス強化を目的とした N A S 電池の活用について協議を進めてきた経緯（別紙 1 参照）があることから、設置場所も含め、当該物品を横田町内で活用する取組について説明すること。

③ 地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果について

N A S 電池の活用を通じて解決していくことを目指す課題や、その解決に向けた取組により期待される効果（地域経済、防災、暮らしの質の向上等）を説明すること。

④ 市内関係者との連携・合意形成について

市内事業者や需要家との連携、合意形成の考え方について説明すること。

⑤ 事業継続性について

4(1)の業務を実施するにあたり、コスト面を含めた事業の継続性について、具体の数値を用いて説明すること。

⑥ 実施スケジュールについて

市が示すスケジュール（別紙2参照）を参考に、設計、基礎工事、設置工事、試運転、運転開始等、事業の実施スケジュールについて説明するとともに、簡潔に図示すること。

イ 留意事項

- ・記載事項の①～⑥とそれに対する提案・実施方針は対応させて分かりやすいように記載すること。
- ・文字は読みやすい大きさとすること。
- ・印刷範囲を考慮し、用紙の余白を5ミリ以上とること。
- ・提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは12ポイントとすること。

12 審査について

(1) 審査方法

ア 提出された資料、プレゼンテーションを踏まえて、「財務関係資料」、「実績資料」、「業務提案資料」について、交付資料の「審査要領」による評価を行い、選定委員会で審査を行う。

イ 審査は非公開で行う。

ウ 審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時・場所

・日時：令和6年3月25日（月） 午前10時00分（予定）（1者30分程度）

・場所：陸前高田市役所3階 政策会議室

※詳細は、参加表明者に別途連絡する。

イ 留意事項

- ・提案者の説明は、提出した審査資料に基づき口頭で選定委員へ説明を行うこと。
- ・模型の持ち込み、追加資料の配布は認めない。
- ・提出した資料に基づき、主に「業務提案資料」の内容について説明を行うこと。「実績資料」を踏まえて説明してもよい。
- ・プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う場合がある。
- ・補足資料の提示に当たっては、減点対象とする。

(3) 審査結果の公表及び通知

- ・審査結果は、令和6年3月28日（木）にHPで公表する予定としている。
- ・なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

以上

(参考) 環境省補助事業「脱炭素先行地域」における計画概要

1 計画概要

横田地区は居住エリアの大部分が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の範囲内にあり、災害等で系統電力が途絶えた際にも、一定期間電力供給が可能となるようレジリエンス強化を図るもの。

特にエネルギー自給の優先度が高い施設として、横田地区コミュニティセンター（指定避難所）、横田保育園（避難生活下における子どものストレス緩和）、株式会社長谷川建設及び旧横田小学校（災害時の暖房のための薪・ペレット供給拠点）が挙げられ、これらの施設が近接していることも踏まえ、NAS電池を活用したマイクログリッド構築を計画。

2 位置図



